○人事委員会規則七―八○

(期末手当及び勤勉手当)等の

(毎週月·水·金曜日発行)

号外第三十四号

平成三十年 (金曜日)

次

目

人事委員会

○人事委員会規則七―五一(へき地手当等)の一部を改正す ○人事委員会規則七―一○ (学校職員の特殊勤務手当)の一 職 同 員 課) :: 一

○人事委員会規則七―一一一(特地勤務手当等)の一部を改

同

同

:

委

青

に公布する。 人事委員会規則七─一○(学校職員の特殊勤務手当)の一部を改正する規則をここ

平成三十年三月三十日

青森県人事委員会委員長 熊

地

志

貴

人事委員会規則七―一〇(学校職員の特殊勤務手当)の一部を改正する規則

人事委員会規則七─一○(学校職員の特殊勤務手当) の一部を次のように改正す

る。

第二条第一号②及び③中「四千二百五十円」を「五千百円」に改め、同号4中「三

(

附 則

千円」を「三千六百円」に改める。

この規則は、 平成三十年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―五一(へき地手当等)の一部を改正する規則をここに公布す

平成三十年三月三十日

る。

青森県人事委員会委員長

熊

地

貴

志

人事委員会規則七―五一(へき地手当等)の一部を改正する規則

別表第一の小学校の表中 人事委員会規則七―五一(へき地手当等)の一部を次のように改正する。

_ 十 和 田

+ 湖 小 学 校 | 十和田市大字奥瀬字十和田湖畔休

を

和 田 湖 小小学 校

附 則

この規則は、 平成三十年四月一日から施行する。

に公布する。 人事委員会規則七—八〇 (期末手当及び勤勉手当)等の一部を改正する規則をここ

平成三十年三月三十日

青森県人事委員会委員長 熊 地

貴

志

人事委員会規則七―八〇(期末手当及び勤勉手当) 等の一部を改正する規則

人事委員会規則七一八〇 (期末手当及び勤勉手当)等の一部を次のように改正す

(人事委員会規則七─八○(期末手当及び勤勉手当)の一部改正)

第一条 人事委員会規則七─八○(期末手当及び勤勉手当)の一部を次のように改正

する。

第 する。 条 、人事委員会規則七―一五九(単身赴任手当)の一部改正 |人事委員会規則一○─○(職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の規定による 第五条第一項第五号中「第五十五条」を「第八条第一項第五号」に改める。 第三条第三号二中「第五十五条」を「第八条第一項第五号」に改める。 人事委員会規則七—一五九(単身赴任手当) の一部を次のように改正する。

第三条 法人を定める規則)の一部改正 よる法人を定める規則) 人事委員会規則一○─○(職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の規定に の一部を次のように改正する。

第二条第二号中 「第五十五条」を「第八条第一項第五号」に改める。

附 則

この規則は、 平成三十年四月一 日から施行する。

人事委員会規則七—一一一 (特地勤務手当等) の一部を改正する規則をここに公布

平 成三十年三月三十日

青森県人事委員会委員長 熊 地 貴 志

人事委員会規則七—一一一(特地勤務手当等) の 一部を改正する規則

別表第一中 第五条第一項第五号中 人事委員会規則七— 「第五十五条」を (特地勤務手当等) 「第八条第一 の一部を次のように改正する。 項第五号」 に改める。

管理所を備部むつ小川原との 原地港域

量子科学センター 部二の一九〇 上北郡六ケボ

原子力センタ

崎五二一の二 上北郡六ケ所村大字倉内字笹

崎四○○の一上北郡六ケ所村大字倉内字笹 ○ 所村大字尾駮字表

を

課六ケ所村駐在 舘上 二北 |の一九〇

> 管理所整備部むつ小川原港上北地域県民局地域 崎五二一の二上北郡六ケ所村大字倉内字笹

原子力センタ

警察官駐在所野辺地警察署千歳平

官駐在所 官駐在所

官駐在所官駐在所警察

舎 木造高等学校深浦校 野上九五の一五七西津軽郡深浦町大字広戸字家

分 Ŧī. 三所川原市磯松赤川三の四二

舎 木造高等学校深浦校 野上九五の一五七西津軽郡深浦町大字広戸字家 に改める。

附 則

この 、沢警察署深浦交番に係る部分については、 規則は、 平成三十年四月一日から施行する。 平成三十年四月十六日から施行する。 ただし、 別表第一の改正規定中

崎四○○の一上北郡六ケ所村大字倉内字笹

崎三九八の二上北郡六ケ所村大字倉内字笹

を

代沢八三の一西津軽郡深浦町大字深浦字苗

警察官駐在所野辺地警察署千歳平 崎三九八の二上北郡六ケ所村大字倉内字笹

堂一六の二下北郡佐井村大字佐井字八幡

を

崎三三三の五西津軽郡深浦町大字深浦字岡

堂一六の二下北郡佐井村大字佐井字八幡

を

青森市長島一丁日 青森市長島一丁日 (発行所・発行人) 番

東 奥 印 刷 株 4(印刷所・販売人) 式 会社

定価小口 毎週月 水 枚 二付十五円四十四銭 ·金曜日発行

一 丁 森目 県号